

令和5年第4回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年4月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年4月14日
4. 出席農業委員 19名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 穴戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 0名
6. 出席農地利用最適化推進委員 22名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 ~~佐藤 善一~~
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 ~~小賀坂 伸夫~~
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 2名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主査 引地俊英、主査 鈴木志津香
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事

議 長 只今から、令和5年第4回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時50分宣告)

只今の出席委員は、農業委員19名、推進委員22名で定足数に達しております。
よって令和5年第4回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、9番、阿部忠幸委員、10番、浦山公一委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と引地主査の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1番は、●●●●さんから、●●●●さんへ 売買による所有権の移転です。●●●さんは、トラクター、軽トラックなどの農業機械を所有し、家族で年間300日農業に従事しており、許可後の耕作面積は38aです。通作距離は、自宅から車で7分です。

2番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●さんは、耕運機などの農業機械を所有し、本人が年間150日農業に従事しており、許可後の耕作面積は24aです。通作距離は、自宅から車で30分です。

3番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●さんは、トラクター、軽トラック、噴霧器、草刈り機、耕運機などの農業機械を所有し、夫婦で年間600日農業に従事しており、許可後の耕作面積は447aです。通作距離は、自宅から車で5分です。

4番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●さんは、田植機、コンバイン、耕運機、スピードスプレーヤーなどの農業機械を所有し、家族で年間580日農業に従事しており、許可後の耕作面積は436aです。通作距離は、自宅から車で20分から30分の範囲内です。

5番と6番は自作地相互の交換であります。一括して説明いたします。5番は、●●●●さんから、●●●●●さんへ、6番は、●●●●●さんから、●●●●●さんへ、自作地相互の交換による所有権の移転であります。●●●さんは、トラクター、草刈機などを所有しており、夫婦で年間360日農業に従事して

おります。許可後の耕作面積は182aです。通作距離は、自宅から徒歩で5分程度であります。●●さんは、トラクター、草刈機、管理機などの農業機械を所有しており、夫婦で年間320日農業に従事しております。許可後の耕作面積は258aです。通作距離は、自宅から徒歩で1分であります。

以上、6件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7番委員 議案第1号の1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●さんは4～5年前に父親を亡くしまして、申請地を隣の方に作っていただいております。ところが、耕作者の方から農地を返すとの話をされたそうで、私に農地のあっせんについて相談がありました。そうしたところ、譲受人の●●さんから、「この辺で畑を売ってくれる方はいませんか」と話がありまして、●●さんの農地を見せたところ大変気に入られて、お互い合意に至りました。何ら問題ないと思われます。皆様のご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、17番、渡邊茂調査員、お願いいたします。

17番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。4月11日に、譲渡人、譲受人双方から電話でお話を伺いました。申請地は梁川中央交流館付近の市道沿いにあります。草等は生えてなく、綺麗に保管理されておりました。譲渡人の●●さんは日中勤めており、自宅からもやや遠いことから耕作不便により手放したいとのことです。譲受人の●●さんは隣地所有者でありまして、規模拡大とのことです。問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員、お願いいたします。

18番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。先日、譲渡人、譲受人双方から話を伺いました。申請地は2面が道路に面した、よく管理されている畑です。譲渡人の●●さんは一昨年、旦那さんを亡くし、また自身も高齢のため畑の管理ができない、とのことで、畑続きの●●さんに相談に行ったところ、売買の話がまとまったとのことです。●●さんは専業農家で、

研修生を受け入れるなどしており、またシャインマスカット等のブドウ栽培に熱心な方です。畑も良く管理されており、問題ない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、27番、菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。去る4月11日に●●さんと電話でお話を伺いました。譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●さんは親子でありまして、経営移譲年金受給のための贈与です。●●●●さんは伊達みらい農協時代から長くモモ生産部会の会長をされていた方でして、申請地はよく管理されたモモ畑であり、また田んぼでありました。問題のない案件だと思います。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番と6番の案件について、6番、菅野照調査員、お願いいたします。

6番委員 議案第1号の5番と6番の案件について報告いたします。4月12日に、譲渡人、譲受人双方から電話でお話を伺いました。現地も13日に確認してきました。●●●●さんの畑は●●●●●さんのお宅のすぐそばにあり、●●●●●さんの田んぼは●●●●●さんの家の前にあることから、お互い便利なところで管理したいとのことから、交換の話がまとまったそうです。面積の差がありますが互いに納得しているとのことです。今後は子供たちと一緒に管理していくとのことでしたので、特段問題ないと見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を、

議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第２号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

１番については、住宅敷地拡張の転用であります。農地区分は、都市計画の非線引都計用途区域内の農地でありますので、第３種農地となります。第３種農地は、原則として許可できることとなっていますので、転用許可可能と判断しました。以上、転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第２号の１番の案件について、３３番、引地秀樹調査員お願いいたします。

３３番委員 議案第２号の１番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日４月１３日、霊山総合支所集合で、菅野照委員、大橋吉成委員、私と、事務局３名の計６名で現地を確認して参りました。この案件は住宅建築のため更地になっている土地の一部が農地にかかっているということで、申請に至りました。周囲の農地に影響もなく、問題のない案件と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の１件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第２号、「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の１件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の１件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の取下願出について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第３号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

[illegible]

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について」
質疑を許します。

議 場 「異議なし」の声。

議 場 (委員挙手全員)

議長 次に、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、４番の案件については、３０アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

補足説明を農地係長からいただきます。

1 番については、住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買であります。本申請地は、都市計画法第 3 4 条 1 1 号口の地区計画を設定されている区域となっております。なお、本申請地の区域は敷地面積が 3 0 0 m² 以上で、建ぺい率が 3 0 % となる区域となっております。農地区分は、1 0 h a 以上農地が連たんしており、第 1 種農地となります。第 1 種農地であっても、集落接

続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

2 番については、農業用施設用地への転用であります。所有権の移転、売買であります。農地区分は、農業用施設用地となります。農用地利用計画において指定された用途に供する場合、農業用施設事業に供する場合は、転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

3 番については、残土仮置場、資材仮置場、露天駐車場等敷地のための一時転用であります。貸借権の設定、1 年であります。農地区分は、10ha 以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種であっても、一時転用は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

4 番については、資材置場敷地への転用であります。賃借権の設定20年であります。農地区分は、農地の連たんが10ha 未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に代える土地がない場合転用可能となります。本案件は、他の土地を検討した上で、本申請地が適地であるとの申し出であることから、転用許可可能と判断しました。

5 番については、移動通信中継設備整備工事に伴う資材置場等敷地への一時転用であります。賃借権の設定4ヶ月であります。農地区分は、農用地区域のため農用地となります。農用地であっても、一時転用は可能であるため、転用許可可能と判断しました。

以上、5 件とも転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第4号の1番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第4号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日4月13日午前9時、伊達東交流館集合で、鈴木委員、佐々木推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請地は、伊達東グラウンド付近で、市街化調整区域の都市計画が設定されている地域で、既に何軒か住宅が建っております。周辺農地への悪影響もなく、何ら問題ない案件とみてまいりましたが、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第4号の2番の案件について、5番、渡邊政幸調査員お願いいたします。

5番委員 議案第4号の2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日4月13日午前9時45分、梁川総合支所集合で、佐藤清光委員、渡邊茂委員、菊池和彦推進委員、私と、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。農地として綺麗に整備され、またハウスが2棟建っており、譲受人はこれを今後利用していくとのことでありました。周りの水路への影響もないものと見ら

れ、許可相当とみてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第4号の3番の案件について、16番、佐藤清光調査員お願いいたします。

16番委員 議案第4号の3番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日4月13日午前9時45分、梁川総合支所集合で、渡邊政幸委員、渡邊茂委員、菊池和彦推進委員、私と、事務局3名の計7名で現地を確認して参りました。申請地については、先月の総会で継続審議となり、先ほど取り下げとなった案件です。所有者の●●さんが申請を取り下げたため、●●さんの土地のみを転用する申請です。申請地は、これまで何度か転用されてきましたが、転用後の農地への復元が適正にされてこなかった経過がありました。調査員全員で確認しましたが、現地には山砂、碎石等が混じっており、農地として耕作できるような状態ではないことを確認しました。農地を耕作できるように復元してから転用申請すべきだとの意見もありましたが、前回の転用から時間が経っていること、今回の申請は提出書類や計画等に落ち度がないことから、受理すべきだとの意見になりました。このため、今回の転用にあたっては、賃借期間の満了後は、適正な農地に確実に復元することを条件とし、その旨を確約書等の書面で提出いただいてはどうかとの案が出ました。

内容につきましては、農地として利用可能な状態にし農地所有者へ返還すること。具体的に農地でありますので、農地として利用できるように現況地盤高を最高として、現在の表土を剥ぎ取り、耕作に適した土を入れ替えし、すぐに農地として作付けできるようにトラクター等で耕耘して土地所有者へ返還するという内容とし、この作業は、一時転用業者の責任において復元すること。また、一時転用業者が、借り上げしている期間中の申請地の法面及び水路につきましては、地域住民の方に迷惑をかけることがないように除草及び泥上げを行い適切に管理すること。このような内容の農地復元誓約書を提出させ、許可条件に「農地への復元」を付して許可することが必要であると思います。

議長 ありがとうございます。議案第4号の4番の案件について、6番、菅野照調査員お願いいたします。

6番委員 議案第4号の4番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日4月13日午後1時30分、霊山総合支所集合で、大橋委員、引地推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。今回の申請は資材置場敷地への転用です。場所は115号線から浪江国見線に入って右側の仮置場跡地になります。近隣農地に影響もなく、排水もU字溝があることから、問題ないものとみてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第4号の5番の案件について、26番、高橋敏明調査員お願いいたします。

26番委員 議案第4号の5番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日4

月 13 日午後 3 時から、月舘総合支所集合で、寺島委員、佐藤推進委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。工事施工にあたっては、周辺農地への悪影響もないものと見てまいりましたので、皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議 長 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

18 番委員 はい。

議 長 18 番委員の発言を許します。

18 番委員 3 番の案件について。土地所有者は申請地を購入して 20 数年になりますが、一度も耕作実績がありません。これまで土木事業に関する資材置場等への一時転用続きの場所で、一時転用終了後も農地に復元されたことはなく、遊休農地状態が恒常化しております。さらには雑草が農道の通行を妨げ、中央の水路を塞ぐなどして、農地の水利維持が困難な状況に陥っております。下のほうの水田は耕作できないような状態が続いております。今回の申請にあたっては、被設定人の●●●●が都合の悪いことを隠して●●さんの承諾をとり、申請を行ったことによって、一度申請を取り下げることとなった経過であります。更に賃借料が相場より高額である上、契約前に 3 ケ月分の賃借料が前払いされていたとのことであります。このことを事務局はどう考えているのか。お尋ねします。

農地係長 申請の前に賃借料を受領している件に関しましては、民法の範囲内と考えております。また、農地の利用状況につきましては、平成 26 年頃から一時転用の許可、また、国県事業に関する転用許可不要事業としての利用がされてきた土地です。許可不要事業のうち、農業委員会に情報提供がなかったものに関して、農地復元に関する不適切な状況を産んでしまったのかな、と考えております。これまでの経過の中でこのような状況に至った時期が不明であることもありますので、今回、徹底した農地復元条件を付し、復元誓約書を出してもらうことを考えております。

10 番委員 はい。

議 長 10 番委員の発言を許します。

10 番委員 18 番委員の意見もわかりますが、今回の 3 番案件は、あくまでも一時転用なんですよね。一時転用は、許可期間が満了すれば、農地に復元するのは法令上、当たり前のことだと思います。以前までの経過をここで議論しても、判断のしようがないんじゃないでしょうか。現時点で許可条件を満たしていれば、転用許可を出すべきだと思いますし、農地復元も、誓約書云々ではなく、当たり前の許可条件じゃないんじゃないでしょうか。

農地係長 農地の復元については、転用審査基準に含まれております。ただ、これまでの経過もありますので、地主さんの方に強く、条件として付してやらないと、同じことの繰り返しになるのかな、と考えております。あそこは第1種農地でもありますので、基本は農地として使うべきなんだよ、ということを強く、地主さんに示して許可を出したいなと考えております。

18番委員 農地転用の審査基準に、「同一設定人による新たな設定に関しては、事業が完了し、農地に復元されていることが前提である」とある。「復元が不十分であれば、是正が完了したのちに新たな申請を行わせる」とある。今回、転用許可を出せるのか。ここをどう捉えているのか、事務局にお尋ねしたい。

10番委員 これに関しては、許可後の復元状況の観察指導も、我々農業委員の仕事のうちだと思います。遊休農地化しているのも、農業委員会の責任なのかな、と。それを、この転用許可の場で議論しても仕方ないのかなと思います。一時転用というのは、農地に戻すのが最低条件。これから、この許可に関し期間満了後にしっかりと農地に復元してもらえば良いのでは。

議長 20数年前に土地所有者が申請地を購入していますが、農家ではないんですよね。転用目的の購入だったのかもしれない。ただ、そこは今となっては立ち入れませんので、今回の一時転用許可が法的にマッチしていれば、許可を出すほかない。過去にさかのぼってしまうと、不整合が必ず出てきます。法的に問題なければ、係長の言うように、許可を出すほかないと思います。

11番委員 はい。

議長 11番委員の発言を許します。

11番委員 さきほど調査員の報告に、農地復元誓約書を添付させるとありましたが、法的に可能なのでしょうか。

議長 可能です。

11番委員 わかりました。誓約書を作成するにしても、今日許可してしまうと、事後処理になってしまわないでしょうか。誓約書を確約したうえで許可決議するのなら良いが、それがないまま許可するのはいかがなものかと思いますが、どうでしょうか。

議長 本日決議をして、許可証は誓約書と引き換えに渡すということではどうでしょうかね。

11番委員 順序としては、誓約書をいただいてから審議をする。これが本当の許可の仕方だと思うんですがね。

13番委員 はい。

議長 13番委員の発言を許します。

13番委員 私は10番委員の意見に賛成です。法的に問題がなければ許可すべきだし、農地復元に関しても、必ず許可の前提条件になっているはず。誓約書をもらう必要はない。あくまでも一時転用なのだから、それを踏まえて審議してもらっ

た方がいいかなと考えます。

農地係長 農地として戻っていない、今までの経過もございますから、委員会としても、農地復元は本来条件なんですけども、これを確約書を出してもらうことによって明確にして許可したいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

18番委員 ●●●●にも、周辺町内会にきちんと説明をして、迷惑をかけないということできちんとやってもらいたい。よろしくお願いします。

議長 質疑を終了いたします。

議長 議案第4号の3番の案件について、調査員の報告にあったとおり、農地への復元を条件に付して許可することとしたいと思いますが、まずこのことについて採決をとりたいと思います。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 これより採決に移ります。議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の案件について、採決いたします。本案は、農地への復元を条件に付して決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手多数）

議長 長 賛成多数。よって、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番の案件については、農地への復元を条件に付して「許可決定」といたします。

議長 長 続いて、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番以外の4件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 長 賛成全員。議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の3番以外の4件のうち、4番を除く3件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。4番の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。

議長 長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第5号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 長 只今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの新規耕作案件につい

て、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。１３ページ令和５年４月２６日公告分の賃貸借３８番の案件について、２２番大武有子調査員、お願いいたします。

２２番委員　３８番の案件について報告いたします。●●●さんは、●●●●からいらっしゃった新規就農の方で、昨年、会長のところにキュウリをやりたいと相談しに来たそうです。ほかにキュウリ畑はないかと探していたそうです。ちょうど秋の農地パトロールの際に、●●さんが入院されて、ハウスがそっくりしているのを見かけましたので、奥さんに「あそこ、これから誰かやられるんですか」と尋ねたところ、「誰かに貸したいんです」という話を伺いました。会長に報告し●●さんに見てもらったところ、ここでやりたいとのことで話がまとまりました。ハウスも新しく、機械もそっくり貸りることができました。●●さんは●●●●に住んでいますが、高速道路を使えば通作も可能で、許可相当と考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

議　長　　ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第５号の賃借権設定５０番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第５号の賃借権設定５０番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る２件、賃借権設定に係る５９件、使用貸借権設定に係る２４件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議　場　　「異議なし」の声。

議　長　　「異議なし」と認め、当事者分１件を除く所有権移転に係る２件、賃借権設定に係る５９件、使用貸借権設定に係る２４件について、一括審議することいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議　長　　それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議　場　　「異議なし」の声。

議　長　　「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の１件を除く、それ以外の所有権移転に係る２件、賃借権設定に係る５９件、使用貸借権設定に係る２４件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議　場　　（委員挙手全員）

議　長　　賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の１件を除く、それ以外の所有権移転に係る２件、賃借権設定に係る５

9件、使用貸借権設定に係る24件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る50番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●●番、●●●●委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●●番、●●●●委員の退席を求めます。

議長 （議席番号●●番、●●●●委員 退席）

議長 これより、審議に入ります。議案第5号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る50番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の賃借権設定に係る50番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の賃借権設定に係る50番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号●●番、●●●●委員の退席を解きます。

議長 （議席番号●●番、●●●●委員 入室着席）

議長 次に、議案第6号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第6号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第6号「あっせん申出について」の3件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第6号、「あっせん申出について」の3件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第6号「あっせん申出について」の3件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、

指名させていただきます。１番の案件について、伊達地区担当から、２１番、佐々木春男推進委員と、３４番、八城智広推進委員。保原地区担当から、４０番、阿部良夫推進委員と、４２番、井上林一推進委員。２番の案件について、梁川地区担当から、２８番、齋藤信夫推進委員と、３７番、秋葉武推進委員。３番の案件について、２０番、佐藤輝弥推進委員と、２６番、高橋敏明推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 長 次に、報告第１号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第１号朗読説明）

議長 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 場 「発言なし」の声。

議長 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第１号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和５年第４回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。（午後４時４０分閉会）

11. 提出事項の顛末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	承認決定
	議案第 4 号	許可決定
	議案第 5 号	承認決定
	議案第 6 号	承認決定

12. この会議の議案	この議事録の末尾に綴る。
-------------	--------------